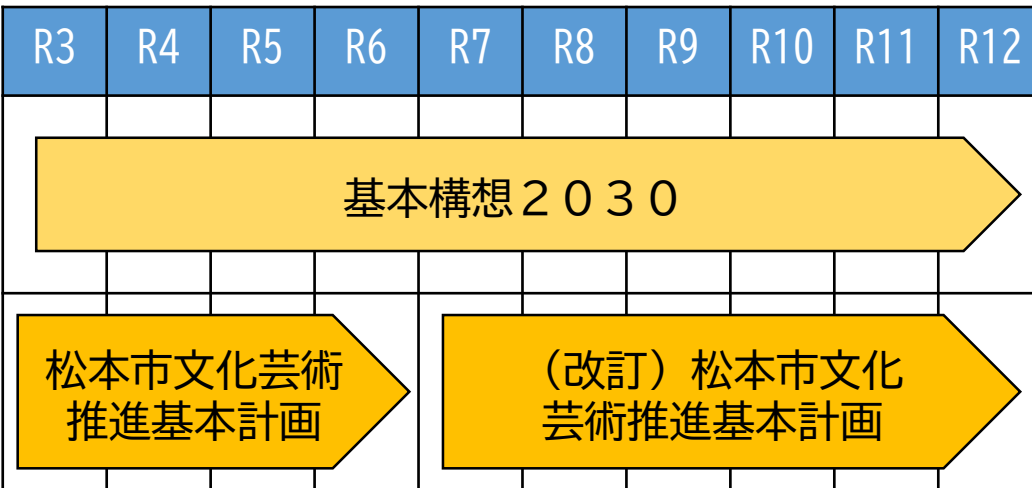


1 基本計画の見直し理由等

- ・国の「文化芸術推進基本計画」が改訂されたため。
- ・表現の見直し及び社会状況の変化に対応した施策を追記
- ・目標ごとに基本施策、施策の方向性及び施策の目的を整理
- ・文化芸術行政の推進体制を新たに記載

2 計画期間



3 基本計画の対象範囲

※ 文化芸術基本法の順に整理し、松本らしさを追記

芸術	文学（俳句）、音楽（セイジ・オザワ 松本フェスティバル等）、美術、写真、演劇、舞踊、その他（建築文化等）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽（薪能）、文楽、歌舞伎（信州・まつもと大歌舞伎）、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化	伝統的工芸・民藝・クラフト、茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版物等	出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	松本地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（月遅れのひな祭り、ぼんぼんと青山様、御柱祭、三九郎、松本あめ市、コトヨウカ行事等）

4 松本市の3つの目標〈変更なし〉

松本市文化芸術基本条例第7条に基づき設定

①市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる

市民のウェルビーイングのため、誰もが広く文化芸術を楽しめる機会をつくり、人々の笑顔があふれるまちを創造

②松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する

「松本らしさ」の継承と新たな文化芸術の創造により、相互に理解し尊重しあえる社会を形成

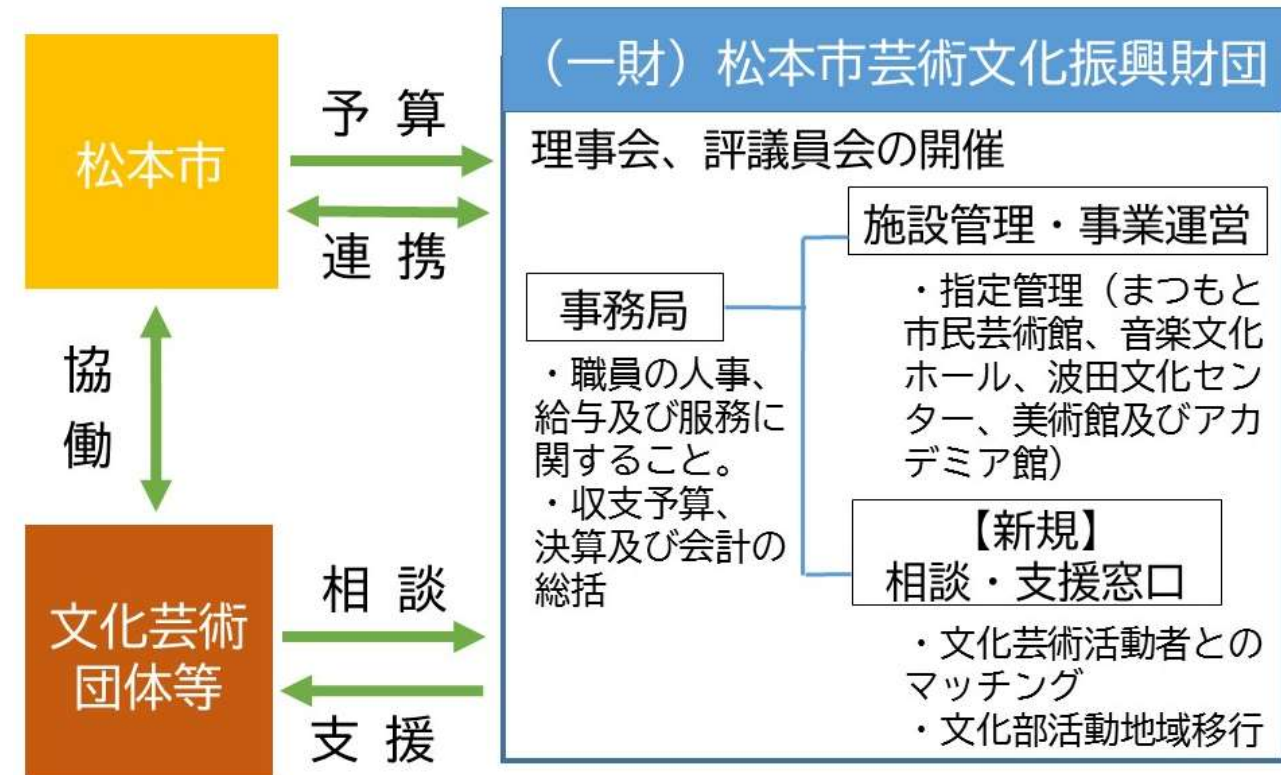
③さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる

社会のあらゆる場面で文化芸術の力が活かされるよう、各分野や施設、団体との連携により市民の文化芸術活動の裾野を広げる。

5 目指す姿〈変更なし〉

文化芸術で人と人がつながり、まちに魅力と活気があふれる三ガク都・松本

6 文化芸術推進体制〈新規〉



松本市文化芸術推進基本計画（改訂版）

〈概要版〉

目標	基本施策(新)	施策の方向性・目的(新)	主な取組み（前計画を踏襲した上で追加した項目を抜粋）
目標1 市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる	市民の文化芸術に親しむ機会の拡充	①文化芸術に触れる機会の充実	幅広い分野の事業実施。市民先行販売等の実施による市民参加促進。アーカイブ配信
		②多様な情報発信	県内、首都圏、海外に向けた長期的かつ定期的な広報
	文化芸術活動者への支援の充実	①相談・支援窓口の設置	活動者と企業や団体等を仲介する総合的な相談・支援窓口新設。子どもと接する人材の育成
		②イベントサポーターの育成	サポーターと活動者等の交流機会創出によるやりがいづくり。次世代サポーターの育成
③表現の場の創出		企業、団体、市民と連携した表現の場の創出。まちなかアートprojectによるイベント推進	
	④顕彰	行政及びまちなかアートprojectによる受賞者の支援体制の構築	
目標2 松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する	「松本らしさ」を代表する文化芸術の更なる発展	①伝統的工芸・民藝・クラフト文化発展	伝統的工芸・民藝・クラフト事業を展開する企業や団体と連携した事業推進及び情報発信等の支援
		②松本独自事業の更なる展開	国内外に波及力を持つ事業の継続及び発展
		③新たな事業の展開	松本市立博物館及び分館を活用した事業。イベントや舞台美術備品のリユース
	文化財・伝統芸能の保存と継承	①地域の文化財の保存と活用	松本市歴史文化基本構想・文化財保存活用地域計画に基づく持続可能な保存活用
		②地域の伝統・民俗芸能の継承	伝統・民俗芸能継承者の育成支援。講座や見学の開催
目標3 さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる	さまざまな分野との連携による地域の課題解決	①教育分野との連携	学校教育及び社会教育の整備。松本独自事業との連携。学校の文化部活動の地域移行
		②健康、医療、福祉分野との連携	障がい者団体と連携した障がい者の文化芸術鑑賞及び発表機会の確保
		③観光分野との連携	文化芸術を活用した市内回遊ルートの設定や体験型観光による観光需要の増加
		④関係機関の連携強化	財団を中心とした企業、団体、市民との連携。他都市との交流による地域文化の更なる発展